

平成 19 年 12 月 25 日
高 齢 社 会 対 策 課

高齢者保健福祉懇談会と関連する審議機関の所掌事項

- 1 高齢者保健福祉懇談会
高齢者保健福祉計画に関する事項を審議する機関
(所掌事項)
 - (1) 高齢者の保健福祉施策（原則として介護保険分野を除く）に関する事項
 - (2) その他、必要と認める事項

- 2 介護保険運営協議会
介護保険事業の運営に関する重要な事項を審議する機関
(所掌事項)
 - (1) 介護保険事業計画に関する事項
 - (2) その他、介護保険事業の運営に関する重要な事項

- 3 地域包括支援センター運営協議会・地域密着型サービス運営委員会
地域包括支援センターの適切、公平かつ中立な運営を確保するためおよび地域密着型サービスの適正な運営を確保するための審議機関
(所掌事項)
 - (1) 地域包括支援センターの設置・運営に関する事項
 - (2) その他、地域包括支援センターの適切、公正かつ中立な運営を確保するために必要な事項
 - (3) 地域密着型介護サービス費の額に関する事項（介護予防を含む）
 - (4) 指定地域密着型サービス事業者の指定に関する事項（介護予防を含む）
 - (5) 指定地域密着型サービスに従事する従事者に関する基準、事業の設備および運営に関する基準に関する事項（介護予防を含む）
 - (6) その他、地域密着型サービスの適正な運営を確保するために必要な事項

各審議機関に係る事項については、必要に応じて連絡調整します。